

# 平成 29 年度第 1 回市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 1 時 30 分から

場所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号

ボランティア・NPO 活動センター

## 次 第

### 1. 議 題

#### (1) 実績報告書の審査

- ①実績報告書の支出内容の認否について
- ②審査委員からの質問に対する回答について
- ③次年度事業に対する改善点について

#### (2) その他

## 市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成 29 年 5 月 8 日（金） 13 時 30 分～15 時 30 分
2. 場 所：市川市八幡 2 丁目 4 番 8 号 ボランティア・NPO 活動センター
3. 議 題：(1) 実績報告書の審査

- ①実績報告書の支出内容の認否について
- ②審査委員からの質問に対する回答について
- ③次年度事業に対する改善点について

(2) その他

4. 出席委員：金丸会長、小笠原副会長、吉田委員、岩松委員、城委員、大西委員、岩間委員、  
荒井委員、浅野委員（9 名）
5. 事務局：谷内課長、佐久間主幹、矢萩主任（3 名）
6. 内 容

金丸会長：ただ今から、平成 29 年度第 1 回市川市市民活動団体事業補助金審査会を開会いたします。

それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたらお願いいたします。

事務局：本日の審査の進め方について説明いたします。全部で 3 点ございます。

1. 事務局では、団体から提出された実績報告書について、事業の内容や支出が申請に沿ったものであるかを確認していますが、判断がつかない 4 団体（資料 1）について支出内容を認めるかどうかの審査をお願いいたします。

2. 次に、審査委員の皆様から事前にいただいた 22 団体（資料 2）への質問についてです。4 月 28 日にメールで返信しておりますが不明な点や質問があればお答えしますのでお願いいたします。

なお、お送りした回答の中の、転記ミスという表記についてですが、申請受付け後に事務局の判断で補助対象経費に加えたものや費目を変更したものが反映されなかったものでございます。次回から間違いのないように十分チェックを行います。ご迷惑をお掛け致しまして誠に申し訳ございませんでした。

3. 最後に次回の申請にむけて、事業を継続するためのアドバイスや条件など確定通知書に記載した方が良い内容（資料 3）を確認したいと思います。説明は以上になります。

金丸会長：はじめに、事務局から依頼があった資料 1「審査をいただきたい内容」について認めるかど

うかの審査を行います。事務局から内容の説明をお願いします。

事務局：全部で4団体あり、最初は15番の「いちかわ芸術文化協会」です。

内容は、当初、司会や他団体の出演者用に計画していた報償費を会場である市川市文化会館の指示で、照明、音響スタッフに報償費として支払いました。事務局では、事業の実施に必要なため認めても良いのではないかと考えています。

認められない場合は、報償費の補助対象金額11万円の半額の55,000円について返金額が増えるため、121,754円から176,754円になります。

審査委員の方から変更届が提出されたかどうかについて質問がありましたが、提出はありませんでした。説明は以上になります。

金丸会長：ありがとうございます。それでは、今の説明に対して皆さんの意見をお伺いしたいと思います。変更届はなかったとの事ですが、いかがでしょうか。

小笠原委員：例えば、印刷製本費を25万円の申請がありますが、実績として4,120円となりこの乖離は問題と考えられますが、その理由は説明されたのでしょうか。

事務局：当団体は、事業を今回の様に大規模で行うのが初めてであったことから計画や見積りが確かでなかった面はあったかと思えます。当初、印刷製本費については外注してパンフレットの作成を予定していたが、資金繰りの問題からボランティア・NPO活動センターの印刷機を利用して自分達でプログラム等を印刷したことから予算と実績の差が出ました。

小笠原委員：この制度においては変更申請または変更届は必要ないのですか。

事務局：例えば事業の時期が変わったというような場合を軽微変更届が必要な場合として想定していました。予算の使い方について、例えば消耗品費の中で買う物が変わったというような場合にまで届が必要という説明はしていませんでした。

小笠原委員：わかりました。

金丸会長：他に特に意見がないようでしたら、お認めいただけるということでよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。では、次の団体について事務局から説明をお願いします。

事務局：続きまして、28番の「ほがらか杯バレーボール会」になります。

この補助制度では、食糧費を認めていませんが、大会、講習会での熱中症対策用のスポーツドリンク代が補助対象経費に含まれていました。

事務局では、11番「じゅんさい池健歩・健走クラブ」でも同様の趣旨でスポーツドリンクを認めているため、この団体についても認めて良いのではないかと考えています。

認められない場合は、消耗品費のスポーツドリンク代 2,160 円の半額の 1,080 円が返金額として増えるため、返金合計額が 8,928 円から 10,008 円になります。

審査委員の方からドリンクは各自で準備するものではないかとの質問がありましたが、これについては、基本は各チームで準備していますが、不足した時用に主催者で準備しているそうです。また、市では申請時に飲み物が含まれると聞いていませんでした。ただし、審査会で熱中症対策の飲み物は補助対象と認めると判断しているの、申請時に明らかになっていなくても認めたほうが良いのではないかと考えています。

次回の申請はスポーツに関する事業は、熱中症対策用の飲み物は補助対象になることをお知らせし団体間で差が出ないようにします。説明は以上になります。

金丸会長：ありがとうございます。以上の説明について、ご意見があれば伺います。

岩間委員：次回からは弁当代は補助対象外だったと思いますが、これとは全く別の観点で屋内外や、実施時期、季節を問わずスポーツ関連事業であればスポーツドリンク代を補助対象として認めるようになるのですか。

事務局：まず熱中症対策として認められることから、屋内外問わず夏場の事業が主となると考えられますが、団体側で熱中症対策としてスポーツドリンクを用意するのであれば事務局は認める方向で考えています。

岩間委員：それは人数に対して、例えば参加予定の半分まで等の規程は設けますか。

事務局：規程は特に考えていません。審査会の中で基準案があればご提案いただきたいと思います。

小笠原委員：原則は団体が用意するものだが、足りない分は補助として認めると説明がありましたが、この事業の参加者数が 339 人ですね。うち何人分が認められたものですか。例えば 30 人分であるとか、1 割分は認められるといったメルクマール（指標）がないと判断できません。

事務局：スポーツドリンク代の合計額が 2,160 円なので 1 本 300 円程度で計算しても、参加者全員の分ではありません。参加者が持参するのが基本で、急遽不足したり飲ませる必要ができた時の為に何本か持っているものです。

金丸会長：数本分ですね。

事務局：そうですね。数本分です。

岩間委員：これを認めたとして、他の事業で申請に（スポーツドリンクが）なかった場合に夏の事業で大丈夫ですか、と促した方が良いと思います。

事務局：これは次回の申請時にこちらから他の団体へ周知します。

岩松委員：スポーツ振興と親睦という活動はいくつかありますね。歩く大会や、ジュニア野球、バレー

ボール、剣道等で汗をかいて水分を摂るのは大切なことだが、補助金として考えるにあたって、スポーツ事業に参加する参加者自身で水を用意したり持参があるのではないかと思います。補助金の対象にする1つの基準として、スポーツ振興は大事な活動でもあるし、多くの参加をしてもらいたいのは十分理解できるが、参加者各自で最低限の備えをして参加するべきものと考えます。補助対象とするのであれば、申請のあった団体いくつかのみでなく全団体にその旨周知する必要があるだろうし、補助対象としないのであれば事業への参加にあたって最低限各自で準備すべきものという考え方を持った方が良いと思います。

小笠原委員から人数の話がありましたが、補助とするなら上限何割までなら対象、とすれば良い。補填して勿論構わないが出して良いですよとすれば、団体の皆さんは用意すると思います。そこはきちんとした方が良い。

金丸会長：基本、団体側で用意されているんだと思いますが、今回のような予備、非常用で一部用意するものであれば補助金の対象として認められるというのが事務局の方針であります。これについて、具体的な基準として何割と決めてもいいのですが、おそらく申請の時に見積りが出てくると思いますが、そこで余りにも大きな額が計上されていたときに審議の対象となるかと思いますが、いかがでしょうか。

大西委員：本件については補助を認めていいと思います。先ほど事務局から説明があったように熱中症対策として、スポーツだけでなく他の活動内容であっても申請があった場合認めるのか、という点についても議論の対象になるかと思います。

荒井委員：そうですね。夏の活動に対しては全部、スポーツだけでなくこっちも大変だという声が上がることが予想されます。

岩松委員：団体活動全般に、保険と同じように安全対策として、各個人に配布ではなく、最低限の水を用意しておくという体制があった方が良いのでは。

金丸会長：全員分ではなく一部ですね。

岩松委員：そうですね。

吉田委員：本件については補助を認めていいと思います。補助金を出す事業、それをやろうとしている団体が事故を起こさないようにどこまでサポートできるかが本質的なポイントと考えています。熱中症を起こさないために団体が主催者として対策をできるようになる、これは経費の面もありますがスキルの面もあります。スポーツドリンクを用意することが本当に効果的かどうかは実はわからない中で、最低限主催者としてここまでは安全管理しないといけないというスキルアップを支援するという所と、その為に必要な経費は、ある一定までは補助金で

認めましょうという所。その中で更に、では補助金のある一定とはどこまでかという点と、本当にそれがリスク対策に効果的かという点の2段階で論点がありますので専門性の必要な議論かと考えます。ここでどこまで議論を深めるか難しいところではありますが、基本的な考え方として補助金で支援する枠の中に主催者が安全管理をする部分に対しては応援するスタンスをとっていて、熱中症その他リスクは夏場であれば十分想定しうるものであり、その対策は認めて良いものとして事業個別に判断していくものと考えます。

岩松委員：小学校放課後体育館を利用して地域の方が集まって軽スポーツをしようという活動が活発に行われているが、その時の体育館使用基準として水と応急医療処置の道具は必ず準備するよう団体責任者へアナウンスされているケースもある。このように団体の活動への安全対策として用意するものは良いと思うが、参加者個人へ支給してしまうような形は認められないと考えます。

岩間委員：飴とスポーツドリンクについては。

事務局：以前11番の団体で認められたものは熱中症対策の塩飴とスポーツドリンクがあります。その他の品は、団体から申請があり、熱中症対策でこんな物を用意する、と出てきた時に個別に適切かどうか判断となると思います。飴とスポーツドリンクは前例があるので量が適切であれば認めることになると思います。

岩間委員：難しいですね。マラソンは途中でトイレに行くこともできないし、疲れたからといってドリンクを買いに行くこともできないので、参加者自身に用意はしてもらおうが、何かあった時の為の用意も主催者の責任かと思うが、バレー等は自身の用意もあれば、足らなかった時に借りたれるだろうとも思えるので、スポーツによって差異がある中で基準が難しいと思います。その中でも統一したものでできればと思います。

金丸会長：この点について、事務局としては団体にどのような案内をするのでしょうか。

事務局：事務局では、「熱中症対策として主にスポーツドリンク等を用意するのであれば分量によって補助対象と認められる場合があるのでご相談ください」という内容で団体へ案内します。申請があれば、その内容、適切な分量をこの審査会で諮っていきたいと考えています。

吉田委員：マラソンや歩くイベントは塩飴舐めながらできても、バレーボールは飴舐めていると危険だろうといったようにスポーツによって個別に判断が必要になってくるかと思います。また安全性の判断も難しい。

岩松委員：スポーツドリンクの中身は何ですか。色々あると思うのですが。

事務局：市販されている一般的なスポーツドリンクだと思います。

岩松委員：安価な物までピンキリあるので難しいと思います。あくまで事業の中で安全対策としての物は良いが、参加者に支給するとなると認められないのでは。

荒井委員：支給は違う、という意見に賛成です。参加者はまず自身でしっかり準備するもので、事業への補助部分と分けるべきです。私は来年度からは認めて良いと思うのですが、今年度については事前（申請）にも無くて、11番の団体は原材料費で計上しているが、こちらは消耗品費で計上されています。計上する費目について違いはないのですか。また、私としては、当初に予定していなかったが、かかった経費を計上してみようかな、というような印象です。来年度からはしっかり話し合っ、認めて良いと思いますが、こちらの団体だけ11番の団体を例に挙げて認めるのは不公平に感じます。今年度は他との整合性をとるため、今年度は認めず、来年度から、という考えです。申請時になかったものという点、費目が違うという点で少しどうかな、と感じています。

金丸会長：費目についてはいかがでしょうか。事務局から説明をお願いします。

事務局：原材料費と消耗品費について、事務局では当初ははっきりと区別がついていませんでした。平成28年度審査会の中で物品を作るための準備品にかかるのが原材料費であると小笠原委員よりご意見があったので、以後その通りとしました。物品の材料となるものは原材料費、それ以外は消耗品費となり、次回より統一します。

金丸会長：費目については今回が制度初年度ですので、そういった混乱もあったかと思いますが、次回からは統一とのことですね。

公平性の問題について、今後の課題でもありますね。申請の段階での周知、これも全部ではなく非常用としての一部に対して補助するものとして周知をしっかりとした上で受付けることとします。

今回の28番の団体について、認め難いとの意見もありましたが、認めざるを得ない、認めても良いのではないかという意見が多いかと思いますが、いかがでしょうか。

吉田委員：変更申請の対象に当たるか否かについて、予算変更は当たらないということで良かったですか。

事務局：はい。予算の使い方については変更届を要するものに当たりません。

吉田委員：ということは補助金の運用上、今回のような使途変更は予算の範囲内であればある程度団体の判断で認められるということですね。

事務局：はい。本件は飲み物であることからこのような議論となっていますが、例えばガムテープを買う予定だったが用紙を買ったというような変更は従来からあり、認めてきています。

吉田委員：飲み物ではあるが、安全対策上必要ということであれば消耗品費として認める、というのが今回の議論ですので、荒井委員のご指摘もわかるのですが、他との兼ね合いから認める、となると思います。

小笠原委員：非常用として認める、という文言をつけてはいかがでしょうか。救急箱のようなイメージで何か起きたとき用の非常用として、しかし配布するものは認めない、と。そのように決めてはいかがでしょうか。

岩松委員：いずれにしても費目としては問題ないが、個人に与えるものと皆で使うものは違うと考えます。今回は認めるとしても、飲み物は個人に与えるものですから、次回から団体へ対してはしっかり飲み物についての考え方を示しておくべきだと思います。団体が準備するのは当然だが、個人への支給として参加者へ与える内容でインフォメーションをして用意するとなると補助金対象事業が活動の全てではないのだから、補助金対象としなくても団体の別の事業費から支出するべきで、できるはず、と思います。

金丸会長：このことについては、はっきりしていて、全員に対して支給するものは認められず、一部非常用としては認めるという部分を次回からしっかり周知していくこととなります。

吉田委員：1点、塩飴、スポーツドリンク含め認めてきた経緯はあるのですが、ここまで議論する中で、本来であれば団体が主催者として安全管理対策をするための知識を得る、や講習を受けに行くための費用は補助として認めやすい範囲かと思いました。ベースをしっかり担保、応援します、とその上で必要な消耗品は団体で用意してください、というような整理をつけられた方が補助制度として綺麗な形かと思いました。これについては現在の運用と違う議論となるので今後の課題と考えます。

荒井委員：確認ですが、スポーツに限らず真夏の事業、外遊びやキャンプといった内容にも塩飴及びスポーツドリンクは認めるとなるのですね。

浅野委員：緊急用と常備ではまた少し違いますよね。

金丸会長：かなりケースに拠ると思いますね。スポーツだけでなく、まち歩き事業も入ると思います。

吉田委員：実施する上で最低限の安全対策として必要と認められるものは補助対象と認められる可能性がある、ということですね。

浅野委員：可能性ということは次年度またこれについて議論ということですか。少し委員の中でも1人1人認識が若干違うような気がして整理が必要と感じています。

金丸会長：こういうことではないでしょうか。飲み物や食べ物は基本的に対象外となるが、安全管理対策としたものは一部認められると。その中で、この団体に本当に必要なのか、についてはケ



ースに拠って審査の必要があるのではないのでしょうか。先ほど事務局から申請時に審査の中で、と説明がありましたのでこの審査会の場で議論というように理解しました。

岩松委員：他の活動にも当たる可能性があります。体験学習で自然と触れるような事業を実施している団体も参加者、子どもを相手にしている。考え方として個人に支給する目的で用意するのではなく、個人で参加するときに持参するというインフォメーションをしてもらいたい。団体活動として安全対策の為に全体の共用として用意するものは良いと。最初から個人に支給しますよ、としているものは規制するべきです。バレーボールだけでなく色々なケースが出てきますので。

金丸会長：その上で、「一部」がどこまで認められるのかはケースに拠ると思うのでケースバイケースですね。今回のケースについていかがでしょうか。額の問題ではありませんが、スポーツドリリンクにかかった額としては全員に支給するようなものではないのと、11番の団体で認めているということもあります。

岩松委員：今回の実績については、事前のインフォメーションもなかったので認めざるを得ないと考えます。ただ次回からはしっかりと周知願います。

金丸会長：28番の団体について、認めるということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。では、続きまして次の団体について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：次は、60番「特定非営利活動法人アート・空の会」になります。

この団体は、実績報告書を受領したあとに、補助対象事業以外の準備や打ち合わせにかかる交通費が含まれていることが判明しました。補助対象経費に認められないため減額となりますが、報告書受理後であるため、手続き上、審査会に判断をお願いしたあとに減額したいと考えています。

補助対象となる交通費が15,540円から7,680円に減額となり、差額の7,860円の半額の3,930円が返金額として増えるため、返金合計額が613円から4,543円になります。

審査委員の方から、57番国分川鯉のぼり実行委員会の交通費に関係機関許可申請報告用の交通費が認められているとの指摘がありました。これも準備になりますが、許可が無ければ事業が実施できないため、事業の一部と見なして申請の時から補助対象経費として認めていました。説明は以上です。

金丸会長：ありがとうございます。こちらの60番の団体についてはいかがでしょうか。

資料1に頂いている事前の回答を見ますと、変更、減額として良いという意見が多いようです。

小笠原委員：こちらの団体は以前の1%支援制度から参加している団体ですが、これは新制度の仕組みを理解していなかったということですか。また、1%支援制度当時もそのような申請だったのですか。

事務局：1%支援制度は準備にかかる経費かどうか限定がなかった制度だったので、同様に考えていたようです。また、事務局で実績報告書受理時に判断を誤ってしまった理由として回数券を利用して京成八幡まで通いで事業を実施しているもので、その回数券の領収書が提出されました。当該回数券は事業開催のために利用しているものと口頭で確認した上で受理しましたが、その後回数を数えたら実施回数より多かった為再度確認したところ、打合せの分が入っていたことが判明しました。

金丸会長：準備にかかる経費が対象外とされたのは、以前の制度から変わった部分ですね。

岩松委員：この交通費の件は補助としては減額として修正すべきものですよ。

事務局：はい。1度受理したもののなので審査委員の皆さんに諮った上で、団体へ補助額の減額を説明します。

金丸会長：では、補助額の変更について認めてよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。では、続きまして次の団体について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：最後は82番「市川の空気を調べる会」です。

申請の時は市内全域で測定を行う計画でしたが、実際は、調査結果の精度を高めるため、東京、松戸に計測器を設置する必要があり、測定場所が計画より増えました。

また、調査の技術指導や調査結果に関する意見交換を行っていました。なお、これらの費用は1%支援制度でもかかっていたそうです。

事務局では判断がつかないため、審査会での判断をお願いいたします。なお、市内の測定は自転車等で行っているため交通費はかかっていません。

認められない場合は、交通費17,746円の半額の8,873円が返金額として増えるため、返金合計額が13,627円から22,500円となります。

審査委員の方からの質問にお答えします。カプセルは補助金から支出しています。交通費の明細は測定に関する交通費が3,570円でした。調査の技術指導、意見交換用は14,176円で、

行き先は目黒区内で回数は8回行っています。説明は以上です。

金丸会長：ありがとうございます。交通費の内容等について以上の説明でしたが、いかがでしょうか。

小笠原委員：市内400ヶ所との申請で、そこに東京を入れた理由を伺います。

事務局：技術的な話となりますが、団体からは市内と東京茅場町、松戸の地点が一直線となる場所の  
数値を出すことで市川市の値の精度が高まるとの説明でした。

小笠原委員：それは申請の時にありましたか。

事務局：申請書に記載はありません。

小笠原委員：カプセルの使用についても申請になかったようです。申請にない交通費が認められなければ、  
同様にカプセルの経費も認められないとなり、必要であれば申請時に説明があるべきで、そ  
の辺りに誠実さが見受けられないように感じますがいかがですか。

事務局：これはやはり以前の1%支援制度で認められたものは本制度でも認められると思っていた、と  
いうことだと思います。

小笠原委員：補助金制度の初回だからということですね。

岩松委員：お金のこと以外にも疑問を感じます。報告書の課題に挙げられているように市民の関心が非  
常に低く、展示会への参加率も極めて低いと団体のかたも感じておられる中で、東京と松戸  
に設置して精度を上げてはいるが、専門機関との連携が不足しているとある。このような中  
で、当初計画しているものを申請後に拡大したり場所を変更すること自体が、活動そのもの  
をもう少ししっかりしてもらいたいと思います。根拠があれば認められて良いと思うが、本  
当に精度が上がるものなのか、もう少し研究して、大勢の市民に認められる報告をしてもら  
いたいと思います。内容に関わることで申し訳ないのですが。

金丸会長：金額に関わらずということですね。本件の交通費について対象として認めるか、他にご意見  
はいかがでしょうか。認めるということによろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。では、次に事務局が送信した回答(資料2)についてさらに質問  
等があればお願いします。

岩松委員：8番の団体へ委員からの質問に対して回答がありますね。「効果的な周知方法を検討する」と  
ありますが、今後どうなるのですか。

事務局：ここに記載したのは、補助額確定通知にこの文面を入れて、団体からの次回の申請でどう反  
映させて提出があるかを見ます。

岩松委員：非常に疑問に感じるのはマンション管理組合のマンション管理について色々やられているが

効果が薄いようです。周知の為に、関心の低い人に案内状をいっぱい出して効果ないのでは、と思います。それぞれの管理組合で管理等されていることだから関心が向いてこないと思います。どういふことで団体をサポートするのが明快にならないと案内状ばかり出しても効果はないと考えます。結果、お金使ったが集まりが悪かったということが起こってしまうのではないかと懸念されます。

金丸会長：回答にありますように、この後団体へ確定通知に意見として添付して今後の改善点としていただきます。内容としていかがでしょうか、他にご意見はありますか。

大西委員：27番の団体について、団体からの質問とその回答に傾聴に対する「市の指針」とありますが、「市の指針」とはどのようなものを指しているのか、またそれが必要なのかお尋ねします。

事務局：福祉部へ事務局からお伝えするのですが、まず団体から要望が出ていることを伝え、そこから福祉部内で指針を作る必要があるのか、ないのか、作るのであればどのような内容で、と話が進んでいくものです。

大西委員：わかりました。少し疑問に感じたもので、ありがとうございます。

金丸会長：他にご意見はございますか。

城委員：個別の団体ということではなく、全体的に報償費というのは、団体の事業、依頼先がまちまちなのは判るのですが、細かく説明がある団体もあれば、いくらで何名という記載がない団体もある。非常に曖昧にできていて、交通費等その他についてもばらつきが目立ちアバウトに感じましたので、もう少し詳しく明記していただくようお願いします。

荒井委員：ボランティアやスタッフ、ボランティアスタッフといった表記の差異もありましたね。

金丸会長：団体間で差があるのは事実ですね。特に実績報告書に関しては正確に作成いただきたいので、報償費についても大まかとならないよう気をつけてもらった方が良いでしょう。

他にないようでしたら次の議論に移ります。事業の継続のために確定通知書に記載した方が良好な事項についての意見交換を行います。

事業の効果に△又は×が付くものや事務局が回答の中で、「確定通知書に意見を追記します」としているものが対象になります。資料3の内容に変更や追加を行った方が良好なものがあれば、ご意見をお願いします。

岩間委員：この○、△、×に何か今後について差があるのですか。

事務局：差について説明します。この補助金制度は3回1セットで補助金が交付されるような制度上のつくりになっています。△がつくものは以後の申請に条件を付すことを考えています。今後2回の申請で付された条件がクリアされなければ、4回目以後継続せず、その事業自体を

補助対象としないこととします。その為、特に△と×についてはどのような条件を付すのが良いか、審査会の場で皆さまのご意見を頂きたいと考えています。また条件や意見を付すことがこの審査会の中で不要となればあえて通知に添付することはありません。資料3には意見を付すときの案文として記載しています。

岩間委員：67番の団体は△ですが、是非事業を続けて欲しいですね。

金丸会長：事務局から説明のあった主旨も踏まえ、内容とともに意見の必要についてもご意見があればお願いします。

吉田委員：難しいですね。先ほどの案内、周知方法の検討の件でもその通りなのですが、それだけだと結局団体はどうして良いかわからないのではないかと思います。その点では、ここは補助金の事務局という側面もありますが、サポートセンターという面もありサポートとして窓口で相談対応の形でフォローアップする、という理解でよろしいですか。

事務局：はい。例えば、マンション管理組合の件だとボランティア・NPO課では対応できませんが、まちづくり関係部署で繋がりを持てる部署を探して、効果的にマンション管理組合長の皆さんに伝えるにはどうしたら良いか、という話を繋いでいきます。

吉田委員：そこまで対応して頂けるのであれば心強いですね。例えば、このケースでは広報だけの問題かという気もしています。例えばマンション管理組合の理事が1年から2年で交代していき、それも5月の総会で決まるといった現状の中で6月や11月に行われる事業の効果といったことも複雑に絡んでくるので、確定通知に記載する文言だけでは難しいかと思えます。

他に小学校へのチラシ配布は市のバックアップがあると、かなりやり易くなると思えますが。

事務局：これは正規の手続きがあるので、こうすれば出来ますよ、というご案内はしていきます。

荒井委員：それは良かったです。団体へのフォローをお願いします。

小笠原委員：資料3「確定通知に記載する意見（案）」にあるものは通知で団体に伝えられますが、その欄に記載がなく、審査会委員からコメントがある団体へは、そのコメントの取扱いはどのようになりますか。伝えることができるのでしょうか。

事務局：6月1日から始まる平成29年度の申請時や申請前の相談受付時に審査会でこんな意見が出ていましたと個別に伝えるか、確定通知と別紙に記載して同封の上送付するか、いずれにしても該当の団体へ伝えます。

岩松委員：次年度についてですか。

事務局：はい。次年度、つまり平成29年度補助金申請の際には、平成28年度事業実績審査会の中で

いただいた意見として団体にはもれなく伝えます。

岩松委員：そうすると5番「すがの会」は、高齢者や子ども達の支えあい事業で活動されていますが、事業計画の中で書かれていませんが、できれば総合支援事業を行っている地域支えあい課や関連部署との連携や、社会福祉協議会も市14地区に分けて様々な支えあい事業を行っている、そういう専門家と連携をとるといったことをやればより協働的効果のあがる活動ができると思います。是非伝えてください。

事務局：はい、お伝えするようにします。

吉田委員：6番の団体へのコメントについて、この団体だけに求めるのは酷な内容となっていると思います。団体の皆さんが向き合っておられる状況はよくわかるし、その為に対策をとられている事情もよくわかります。将来的には、他の利用者の理解が得られると良い、その為には6番「さかなちゃんクラブ」さんも是非アクションしていただきたいし、他の障がいを持った子に関わる団体、人たちも一緒にアクションが必要だと思います。この先の将来の為に努力していただけると嬉しいです。

大西委員：さかなちゃんクラブは以前からよく知っている団体です。当初からボランティアに参加していただいて身近なところから障がいについて理解してもらおうという主旨で今も長く活動を続けていらっしゃいます。これは絶対に必要な活動であるし、市川の手をつなぐ親の会には障がいについてどんどん知ってもらおうという意欲を持ったお母さん達がたくさんいらっしゃいます。積極的な声かけをここで入れてもらって良いと思います。ボランティアを集めてという身近なところに留めず、他の利用者に関わったり、見てもらったりする中で理解を得ていくというような活動の広がりがあっていいかと思います。団体への声かけ、提案として良いかと思いました。

岩間委員：制度上3年後に補助金は減額になるんですね。

事務局：はい。この団体からは減額されると活動は厳しいということを言われています。

荒井委員：もう1つ別の団体はプールの2レーンで活動しています。そういったノウハウを教えてもらうとか、ボランティアさんも他の利用者がある場面と貸切りとでは目配り、気配りが違ってくると思うし、そこでまた交流が生まれると良いですね。

吉田委員：他の利用者の理解や施設の理解等超えなくてはならないステップがあるのだと思います。

金丸会長：資料3の意見というのは事業に問題があるということではなく、3年後に継続していくことを見越して、今の事業は勿論良いことだが将来補助金が減額されても続けていけるようなアドバイスですね。団体の皆さんもお考えのことだと思います。

事務局：事務局としては民間の助成金を獲得できるような支援をするという方向で考えています。

岩松委員：団体の悩みがあるんですね。事業を行う場がない等、会場について共通の悩みをもつ団体が多い。行政としてサポートしていればいいのではないのでしょうか。

金丸会長：16番の団体について目的と内容の齟齬とありますが、目的が変わるということはあるのでしょうか。認知症予防の為に梨やトマトを味わうというのは少し違う気がします、というアドバイスに対して改善の方向性として梨やトマトを味わうのは続けていただいていたら目的が変わってきた、では目的を変えて「地域の食材を味わう」にしよう、というのはあり得るのでしょうか。そういう風に受け取られないか懸念しています。

事務局：目的が変わるということは想定していません。

金丸会長：では改善の方向性として、変えていただくとすれば事業内容、方法ですね。そのように伝えていただければ結構です。

岩松委員：この16番の団体は特に介護予防ですね。総合支援の中の特に介護予防に対する自治会、地域の方と行政との連絡、連携を相当詰めてやっているんです。そういう地域の自治会の人と接触すればより活動が広がると思うんですよ。是非次のステップにそういう関係づくりを発展させてもらいたいと思います。

金丸会長：他に確定通知に記載する意見として変更や追加はございますか。

事務局：1点追加します。先ほどの資料1「市川の空気を調べる会」について、市民にもっと調査結果を知らせるといった内容と測定場所に変更があった場合は変更届を速やかに提出する、といった内容を入れたいと思います。

金丸会長：そうですね。皆さん、よろしいでしょうか。他にないようでしたら、以上の意見をお伝えするしたいと思います。よろしいでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。以上で審査事項が全て終了となりますので、事務局に進行をお返しします。

事務局：ありがとうございました。最後に議題(2)「その他」についてでございます。

補助金制度が始まって、1年間が終わったこととなります。審査委員の皆様から制度の改善点等があればお知らせいただければと思います。

事務局では、補助対象団体を決定する際の、最後の裁決を挙手から無記名の投票に変更する予定です。他にも審査会の進め方などでも構いませんのでご意見をよろしく願います。

荒井委員：記録上「賛成多数」とありましたが、裁決の際に拮抗している団体もあったので賛成数、反対数をしっかり明記していただけたらと思います。

実績報告について、参加人数とそのうち市民の人数を記載している団体が殆どでしたが、記載のない団体も見受けられます。

申請時に記載しているので、同じように報告の様式にも人数の記載欄を設けていた方が団体の書類作成の担当者が変わっても記載することがわかり、団体にとっても受付ける事務局にとっても良いと思います。参加人数が申請時のポイントになっていたのも、ご提案します。

事務局：書類を直します。

岩間委員：人数だけでなく、申請と実績を対比できるものがあれば審査がしやすいと感じています。

事務局：それは人数と金額が対比できると良いということですか。

岩間委員：金額もあると良いですね。

事務局：団体のかたに記載内容を増やしてもらうのは難しいです。事務局で、審査員の方が申請と実績を対比して審査がしやすいような審査資料の作成を工夫します。

岩間委員：そうですね、やはり対比したいです。団体に作成いただく報告書類様式は変更しなくとも良いのですが実績審査の際に、予定はどうだったか見たいので。

事務局：事業の種類、内容が例えば講演会と申請されていたものが実績報告で実際に事業がどう行われたかといった対比が現状では大変ですね。事務局の職員は報告書類受理の際、申請書類と見比べながら全部チェックはかけていますが、審査員の方もそういう部分を把握しないと正確な判断が難しくなってしまうと考えます。次回の実績審査までに検討して改善します。

他にいかがでしょうか。

岩松委員：「市民対象」の考え方について1つ質問ですが、中には市外のかたの参加者が多いような報告がありますが、そういう事業はどうですか。例えば50番の団体は約半数は市外のかたのようです。

事務局：「市民を対象」について、「市民」は市内在住、在勤、在学を含めています。参加者の半数以上がこの「市民」であることを求めています。

岩松委員：内容としては貧困をテーマに、大勢のかたを対象にした方が良い内容ですから市内、市外問わず良い事業と言えます。

もう1つ、少額の事業について、補助金制度の趣旨から言うと、もう少し市民に影響を与えるような、市民活動啓発となるような事業にしてもらいたいです。事務局へは団体にそういう指導、助言をしていただきたいと思います。



事務局：少額の事業について、最も少額の事業にペットボトルのキャップ回収をする事業があります。

この団体は制度を通して、事業、活動自体を市から認められるということが活動の源となるので、そのために申請しているとの事です。

岩松委員：事業の規模は金額だけの大小だけでなく、参加する市民の人数を増やしていければ良いと考えます。

事務局：他はよろしいでしょうか。ありがとうございました。

次回の審査会は7月上旬から中旬を予定しています。日程は改めて調整させていただきます。なお、平成29年度の申請期間は6月1日から14日になります。以上です。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

金丸会長：これで、平成29年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会いたします。